

令和7年第3回東広島市議会定例会について

1 会期

令和7年9月3日（水）から10月9日（木）まで（37日間）

2 一般質問

(1) 日程

令和7年9月11日（木）から9月17日（水）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり。

3 議案等（教育委員会関係）

(1) 報告事項

令和6年度指定管理者モニタリング・評価結果（教育委員会関係分）について

(2) 議案

ア 事業契約の変更について（東広島市立小中学校空調設備整備事業）

イ 令和7年度東広島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）

ウ 請負契約の締結について（令和7年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター舞台音響設備等改修工事その2）

令和7年第3回東広島市議会 教育委員会関係 一般質問

【学校教育部関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
公明党	下向 智恵子	1 小中学校におけるチーム担任制の導入について (1) 小中学校におけるチーム担任制の導入について ア 本市における担任制の現状と課題認識について伺う。 イ 教職員の負担軽減・人材育成、及び児童生徒の不登校予防の観点から、チーム担任制の導入をどのように評価しているのか見解を伺う。 ウ 本市でのモデル校・試行導入の検討の可能性について伺う。	学校教育部	教育長
		2 「グローバル人材を目指す」中学校におけるオンライン英会話の導入について (1) 中学校におけるオンライン英会話の導入について ア 本市として、グローバル人材育成をどのように考えているか伺う。	学校教育部	市長
		イ 本市の英語教育における現状と課題について伺う。 ウ 生徒一人一台端末を活用した外国人講師とのオンライン英会話の導入については、英語教育の向上に大きな意義があると考えられるが、モデル校を指定して実証的に取り組む考えがあるか伺う。	学校教育部	教育長
清新の会	重森 佳代子	1 市民の暮らし優先の予算編成を (2) 中学校給食費無償化の市の方針 ア 昨年12月の一般質問においては、「時限的に中学校のみを対象とした(給食費の)無償化は、小学校児童を持つ世帯から不公平の声が上がる可能性があり、公平性の観点から難しい」と答弁されている。仮に国の施策により小学校給食費の無償化のみが先行すると、より家計負担の大きい中学生を持つ世帯には不公平となるのではないかと。給食費の無償化は小中学校の同時開始をめざして検討すべきと考える。市の方針を伺う。 イ 兵庫県明石市では、全国トップクラスの子育て支援策の一つとして中学校給食費の無償化が実施され、結果として子育て世帯の増加が続いている。本市において、中学校給食費の無償化に必要な財源は約3億2千万円であり、財政の基本は家計と同じく「やりくり」である。中学校給食費の無償化は、物価高騰に苦しむ子育て世帯の家計支援や地域経済の活性化において有効な施策となり得ると考える。ここで改めて、市の見解を伺う。	財務部・学校教育部	学校教育部長
		2 地域資源を活かした、循環型地域づくりへの投資 (3) 地域資源を活かした食育 ア 学校給食と授業を結び付け、ジビエや地鶏を活用した食育を進めることで、地産地消の推進はもとより、子どもたちが「おいしさ」を通して環境と命のつながりを理解し、郷土愛を育むことができると考える。今後の取組みを具体的に伺う。	産業部・学校教育部	学校教育部長
真政倶楽部	山田 学	1 第4次東広島市国際化推進プランについて (1) 多文化共生社会の実現可能性について エ 外国人児童生徒353人のうち200人、約6割にあたる児童生徒が日本語指導を必要としている現状での日本語の指導体制について伺う。	生活環境部・財務部・健康福祉部・学校教育部	副市長
		2 保育所における地産地消・食育推進の取り組みについて (1) 保育所における地産地消・食育推進の取り組みについて 本市では地産地消推進園として郷田 保育所を、食育推進園として造賀保育所を指定し、約1年半前から地域と連携した特色ある食育活動を展開している。郷田保育所では地元有機農家との月1回の100%地産地消給食を、造賀保育所では毎月のクッキング活動による体験型食育を実施している。この優れた取り組みの成果と今後の展開について伺う。 エ 保育所での取り組みを小学校給食にも展開し、連続性のある食育システムを構築していく計画はあるか伺う。	健康福祉部・こども未来部・学校教育部	市長
創志会	岡田 育三	2 教育施策について (1) 本市の部活動の地域展開について ア 本市の部活動の地域展開にどのくらい費用がかかるのか、またその財源確保はどのような手段を考えているのか伺う。 イ 市の部活動の地域展開の現在の進捗状況と今後の見通しについて伺う。 ウ 複数の大学を抱える本市としての連携に対する見解を伺う。	学校教育部	教育長
		4 危険鳥獣被害について (1) 危険鳥獣による人的被害対策について イ 現在、小学生に対する防犯ブザーの購入補助は行われているが、鈴についても児童・生徒に無料配布することを検討すべきと思うが本市の見解を伺う。	産業部・学校教育部・総務部(危機管理)	市長

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
真政倶楽部	宮川誠子	<p>1 GHQの洗脳による戦後教育は日本人から国家観を喪失させた</p> <p>(1) いわゆる「歴史認識」を検証する</p> <p>ア 日韓併合への歴史的経緯と日本による統治を求めた朝鮮人</p> <p>イ 日本の統治下で劇的に進んだ朝鮮の近代化</p> <p>ウ 日本は「ハングルを奪って日本語を押し付けた」か？</p> <p>エ 従軍慰安婦・強制連行の真実</p> <p>オ 「南京大虐殺」のウソ</p> <p>カ 本市の使っている歴史教科書 - 近隣諸国条項の影響か？</p> <p>(2) 日本人が持っていた国家観</p> <p>ア 諸外国から称賛された教育勅語と修身教科書</p> <p>イ GHQの洗脳計画としての四大教育指令</p> <p>ウ 天皇の大御宝としての日本人</p>	学校教育部	市長

【生涯学習部関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
未来の風	鍋島 勢理	<p>2 子どもや若者が安心して過ごせ学べるまちの実現に向けて</p> <p>(1) 児童青少年センターのあり方について</p> <p>ア 児童青少年センターを今後どのような居場所としていこうと考えているのか、方針を伺う。</p> <p>イ 児童青少年センターが、子どもや若者と地元企業がつながる拠点となることについて見解を伺う。</p> <p>ウ 閉館時間について児童青少年センターは、基本的に月曜日が休館日であるが、学校帰りの中高生が利用することを考えれば、学校のある月曜日にも利用のニーズがあるのではないかと。また、休日の利用状況が多いのであれば、例えば高屋図書館のように、全日閉館を試行するなど、柔軟な対応や工夫もできるのではないかと考えるが見解を伺う。</p>	生涯学習部・産業部 (商工・女性)	ア、イ 市長 ウ 生涯学習部長
未来の風	鈴木 英士	<p>1 教育施策について</p> <p>(1) 子どもの放課後の過ごし方について</p> <p>ア 受入れが過剰となってしまっているいきいきにおける指導対応について伺う。</p> <p>イ 民間事業者における送迎サービス等の課題と対策について伺う。</p> <p>ウ いきいきの支援員の高齢化や人材不足について伺う。</p> <p>エ いきいきも含めた放課後の子どもの居場所づくりについて伺う。</p>	生涯学習部	ア～ウ 生涯学習部長 エ 市長
清新の会	大下 博隆	<p>1 東広島市自転車活用推進計画について</p> <p>(3) サイクルイベントについて</p> <p>ア 東広島市近郊ではどのようなサイクルイベントが行われているか伺う。</p> <p>イ コロナ禍前には広島大学で第一回東広島サイクルロードレースが行われたとの記事を目にしたが、当時の開催状況や賑わいについて伺う。</p> <p>ウ 関係人口創出、にぎわい創出の観点からの行政主催のサイクルイベントの実施についての見解を伺う。</p>	生涯学習部	生涯学習部長

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	下向議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 <u>小中学校におけるチーム担任制の導入について</u></p> <p>(1) 小中学校におけるチーム担任制の導入について</p> <p>ア <u>本市における担任制の現状と課題認識</u>について伺う。</p> <p>イ <u>教職員の負担軽減・人材育成、及び児童生徒の不登校予防の観点から、チーム担任制の導入をどのように評価しているのか</u>見解を伺う。</p> <p>ウ <u>本市でのモデル校・試行導入の検討の可能性</u>について伺う。</p>
--------------	---

<p>■質問要旨</p>

- 1 小中学校におけるチーム担任制の導入について
- (1) 現在、本市の小中学校では、多くが学級担任制をとっており、1人の教員が35人程度の児童生徒を受け持ち、学級経営から生活指導、保護者対応まで大きな責任を担っている。この体制は教員の負担が大きく、児童生徒への支援が遅れる恐れがあるほか、担任との関係性が十分に築けない場合、不登校につながる要因ともなりかねない。
- また、若手教員の孤立や人材育成の機会不足といった課題も見られる。複数の教員が協力して一つの学級を担う「チーム担任制」を導入する自治体も出ており、教員の負担軽減や教育力向上に資する可能性があると考える。
- ア 本市における担任制の現状と課題認識について伺う。
- イ 教職員の負担軽減・人材育成、及び児童生徒の不登校予防の観点から、チーム担任制の導入をどのように評価しているのか見解を伺う。
- ウ 本市でのモデル校・試行導入の検討の可能性について伺う。

<p>■答弁</p>

まず、「本市における担任制の現状と課題認識について」でございます。

現在、本市の中学校においては、学級担任と副担任等で学年部体制を編成し、連携・協働しながら生徒の指導に当たっております。小学校においても、学校規模に応じて、学年単位または複数学年単位で、学級担任や専科教員が連携し、児童の指導に取り組んでいます。また、教科担任制の導入や、授業担当者の相互入れ替え、専科教員の活用など、各小学校の実態に応じた工夫も進められています。

従来の学級担任制には、一人の教員が長期間にわたり子供たちと深く関わることで、児童生徒やその家庭への理解が深まり、信頼関係を築きやすいという利点があります。

一方で、学級経営、教科指導、生徒指導、保護者対応など多岐にわたる業務を一人で担うことになり、教員の負担が大きいという課題もございます。また、担任との関係性に難しさを感じる児童生徒や保護者の存在も懸念されています。

次に、「教職員の負担軽減・人材育成、及び児童生徒の不登校予防の観点からの、チーム担任制の評価」についてでございます。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

チーム担任制については、明確な定義はございませんが、学級担任を一人に固定せず、複数の教員が役割を分担しながら学級運営や児童生徒の指導にあたる体制を指すものと理解しております。具体的には、主担任・副担任・教科担当などが連携し、児童生徒に対して、多面的・多角的な関わりをもつことが可能となるしくみです。

この体制には、ベテラン教員の指導技術を若手教員が学ぶ機会の創出、教員間での役割分担による業務の平準化と負担軽減、児童生徒にとって多様な相談先があることによる安心感の向上などのメリットがあります。一方で、先行自治体からは、責任の所在が不明瞭になりやすいことや、児童生徒や保護者が相談相手を迷うといった課題も報告されております。

最後に、「本市でのモデル校・試行導入の検討の可能性について」でございます。

本市では、すでに学年部を中心に複数教員による組織的な指導体制の構築を進めており、各学校の校長が学校の実情に応じた体制の在り方を検討するにあたり、議員ご紹介の「チーム担任制」は、学校が抱える課題の解決につながる取組の一つであると認識しております。

教育委員会としましては、現在推進している教科担任制のさらなる充実を図るとともに、児童生徒の状況や学校規模、教員の構成等を踏まえ、各学校の課題認識やめざす学校像に寄り添いながら、チーム担任制の試行についても検討してまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	下向議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>2 「グローバル人材を目指す」中学校におけるオンライン英会話の導入について</p> <p>(1) 中学校におけるオンライン英会話の導入について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 本市として、グローバル人材育成をどのように考えているか伺う。</p>
--------------	--

■質問要旨

- 2 「グローバル人材を目指す」中学校におけるオンライン英会話の導入について
- (1) 近年のグローバル化により英語の重要性は高まっているが、日本の英語力は国際的に低水準にあり、本市の市立中学校の学力調査の結果において、国語・数学は高い水準にある一方、令和5年度に行われた英語調査の結果では全国・県平均を下回っている。
- 本市は多くの海外留学生が暮らす国際学術都市であり、英語教育の充実は本市の目指す将来像に直結する重要課題である。ALTを配置しているものの、生徒一人ひとりとの十分なコミュニケーションには課題があり、修学前からの英語学習経験や家庭の収入による学習機会の差から習熟度の格差も広がっている。公教育として、すべての子が等しく「話す力」を育む環境整備が求められている。
- 他自治体では一人一台端末を活用したオンライン英会話を導入し、月1回の個別レッスンを通じて発話量の増加や不登校生徒への学習機会保障などの効果を上げており、本市においても導入に向けた検討が必要である。
- ア 将来を担う子ども達を、どのように「グローバル人材」として育成していこうと考えているのか、本市の基本的な考えを伺う。

■答弁

本市では、昨年度末に「第五次東広島市総合計画 後期基本計画」を策定したところでございますが、その中で、グローバル人材の育成に向けては、国際学術研究都市としての特性を活かし、大学、試験研究機関、企業等との連携を通じて、国際感覚と高度な専門性を備えた人材の育成を目指しております。

また、本年7月に策定した「第4次国際化推進プラン」においては、国際交流によって新たな価値を創出できる人材の育成や、多様性を活力とするイノベーションの創出をめざすまちづくりを推進しているところです。

このような、世界で通用する人材を育成するためには、単なる専門知識の習得にとどまらず、幅広い教養と柔軟な思考力、他者との協働を通じて課題を解決する力、円滑なコミュニケーションを支える論理的思考力などの資質・能力の育成が重要であると考えております。その中で、英語は、これらの力を支える要素の一つであり、子どもたちの将来の選択肢や可能性を広げるうえでも有意義なものです。具体的には、知識や情報へのアクセス手段であると同時に、世界中の人々との意思疎通を可能にするとともに、異文化理解や寛容性を育む基盤ともなるものと認識しております。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

今後も、本市の強みを生かしながら、多様な他者との交流、協働の場を創出することで、グローバルな視野と多様性への理解を併せ持つ人材の育成に努めてまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	下向議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>2 「グローバル人材を目指す」中学校におけるオンライン英会話の導入について</p> <p>(1) 中学校におけるオンライン英会話の導入について</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 本市の英語教育における現状と課題について伺う。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ウ 生徒一人一台端末を活用した外国人講師とのオンライン英会話の導入については、英語教育の向上に大きな意義があると考えますが、モデル校を指定して実証的に取り組む考えがあるか伺う。</u></p>
--------------	---

<p>■質問要旨</p>

- 2 「グローバル人材を目指す」中学校におけるオンライン英会話の導入について
- (1) 近年のグローバル化により英語の重要性は高まっているが、日本の英語力は国際的に低水準にあり、本市の市立中学校の学力調査の結果において、国語・数学は高い水準にある一方、令和5年度に行われた英語調査の結果では全国・県平均を下回っている。
- 本市は多くの海外留学生が暮らす国際学術都市であり、英語教育の充実は本市の目指す将来像に直結する重要課題である。ALTを配置しているものの、生徒一人ひとりとの十分なコミュニケーションには課題があり、修学前からの英語学習経験や家庭の収入による学習機会の差から習熟度の格差も広がっている。公教育として、すべての子が等しく「話す力」を育む環境整備が求められている。
- 他自治体では一人一台端末を活用したオンライン英会話を導入し、月1回の個別レッスンを通じて発話量の増加や不登校生徒への学習機会保障などの効果を上げており、本市においても導入に向けた検討が必要である。
- イ 本市の中学校英語教育の現状と課題について伺う。特に、ALTの配置の効果や、生徒間の英語習熟度の差への対応、併せて、小学校段階からの英語教育の成果や課題をどのように中学校につなげていくのかについて伺う。
- ウ 生徒一人一台端末を活用した外国人講師とのオンライン英会話の導入については、英語教育の向上に大きな意義があると考えますが、モデル校を指定して実証的に取り組む考えがあるか伺う。

<p>■答弁</p>

まず、「本市の英語教育の現状と課題」についてです。

本市では、小学校低学年から外国語活動を開始し、9年間を通じた系統的な英語教育を展開しているところでございます。

小学校低学年・中学年では、地域の外国人や英語が堪能な人材をALTとして派遣し、小学校高学年および中学校では、JETプログラムによる国が招致したALTを全校に配置することで、すべての児童生徒が週1回は実際の使用場面において英語に触れる機会を確保しております。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

これにより、児童生徒は自然な発音や表現に触れ、異文化理解を深めながら、英語によるコミュニケーション力を育てております。意識調査でも、英語学習や外国人とのコミュニケーションに前向きな姿勢を確認しており、低学年からのALT配置により、特に「聞く力」の向上がみられます。

一方で、中学校段階では、自分の考えを自信をもって表現することが難しいなど、英語力の定着が十分とは言えず、習熟度の個人差も見られます。これに対応するため、授業内でコミュニケーション場面を設定し、言語活動の充実を図るとともに、デジタルドリルを活用した習熟度に応じた個別最適な学習の強化に取り組むこととしています。

また、小中連携の強化として、小中学校合同の外国語担当者研修を実施し、教育目標や授業像の共有、児童の実態を踏まえた授業づくりの充実を図っているところでございます。

次に、「生徒1人1台端末を活用した外国人講師とのオンライン英会話の導入について」です。

オンライン英会話は、児童生徒一人一人に、実践的な発話機会を保障し、話す力の向上が期待できるものと認識しております。

本市では、今年度、黒瀬中学校をモデル校として、AI英会話アプリの活用を進めているところでございます。このアプリは、英語による発話への心理的ハードルを下げ、発話量の増加や家庭学習での活用などの利点があります。

また、AI英会話アプリによる練習と、ALT等との実際の対話を組み合わせることで、学んだ表現を実践に結びつける効果が期待できます。

今後は、モデル校での成果を踏まえ、英語でのやり取りに自信を持ってない生徒の実態に応じて、AI英会話アプリやALTとの対話を中心に、英語での発話機会の充実を図ることとし、外国人講師とのオンライン英会話については、教育効果、運用面の課題、費用対効果などを慎重に検討してまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	重森議員	担当	財務部、学校教育部
-----	------	----	-----------

<p>■質問事項</p>	<p>1 市民の暮らし優先の予算編成を</p> <p>(2) 中学校給食費無償化の市の方針</p> <p>ア 昨年12月の一般質問においては、「時限的に中学校のみを対象とした（給食費の）無償化は、小学校児童を持つ世帯から不公平の声が上がる可能性があり、公平性の観点から難しい」と答弁されている。仮に国の施策により小学校給食費の無償化のみが先行すると、より家計負担の大きい中学生を持つ世帯には不公平となるのではないか。給食費の無償化は小中学校の同時開始をめざして検討すべきと考える。市の方針を問う。</p> <p>イ 兵庫県明石市では、全国トップクラスの子育て支援策の一つとして中学校給食費の無償化が実施され、結果として子育て世代の増加が続いている。本市において、中学校給食費の無償化に必要な財源は約3億2千万円であり、財政の基本は家計と同じく「やりくり」である。中学校給食費の無償化は、物価高騰に苦しむ子育て世帯の家計支援や地域経済の活性化において有効な施策となり得ると考える。ここで改めて、市の見解を問う。</p>
--------------	--

<p>■質問要旨</p>

- 1 市民の暮らし優先の予算編成を
- (2) 政府は令和8年度からの小学校給食費の無償化の制度化に向け、財源の安定確保をはじめ、質の向上や公平性の担保等に関する協議を進めている。中学校給食費の無償化については、自民党・公明党・日本維新の会の「三党合意」において「できる限り速やかに実現する」と明記されている。
- ア 昨年12月の一般質問においては、「時限的に中学校のみを対象とした（給食費の）無償化は、小学校児童を持つ世帯から不公平の声が上がる可能性があり、公平性の観点から難しい」と答弁されている。仮に国の施策により小学校給食費の無償化のみが先行すると、より家計負担の大きい中学生を持つ世帯には不公平となるのではないか。給食費の無償化は小中学校の同時開始をめざして検討すべきと考える。市の方針を問う。
- イ 兵庫県明石市では、全国トップクラスの子育て支援策の一つとして中学校給食費の無償化が実施され、結果として子育て世代の増加が続いている。本市において、中学校給食費の無償化に必要な財源は約3億2千万円であり、財政の基本は家計と同じく「やりくり」である。中学校給食費の無償化は、物価高騰に苦しむ子育て世帯の家計支援や地域経済の活性化において有効な施策となり得ると考える。ここで改めて、市の見解を問う。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

■答弁

国におきましては、令和8年度から、小学校の給食無償化を行う方針を示されたところでございます。一方で、ご指摘のとおり、中学校については、当面、現行どおりとすることされております。

給食費無償化につきましては、全国どの自治体でも格差なく取り組むべきであると考えており、全国市長会においても、そのように提言をしているところでございます。本市としては、今後とも、こうした国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、中学校給食費の無償化による子育て世帯の家計支援や地域経済の活性化について、ご答弁申し上げます。

学校給食費の無償化には、教育政策と福祉政策の両面性がございます。義務教育は憲法により無償とされておりますが、学校給食費は、学校給食法の規定により、保護者負担が原則です。

本市においては、地方創生臨時交付金等を活用し、物価高騰による保護者負担の引き上げを回避する措置を講じています。また、生活保護世帯や就学援助対象世帯については、すでに実質的に無償化されています。

議員ご指摘のように、中学校給食費の無償化は、子育て世帯の家計支援や地域経済の活性化に一定程度寄与すると考えられます。しかし、議員ご指摘のとおり、3億数千万円の財源が新たに毎年必要となることから、長期的かつ大きな財政負担を踏まえ、国による一律の無償化が実施されるまでの間、物価高騰や保護者負担の状況、他の子育て支援策との優先度や経費などを勘案し、総合的に判断する必要があると考えております。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	重森議員	担当	産業部、学校教育部
-----	------	----	-----------

■質問事項	<p>2 地域資源を活かした、循環型地域づくりへの投資</p> <p>(3) 地域資源を活かした食育</p> <p>ア 学校給食と授業を結び付け、ジビエや地鶏を活用した食育を進めることで、地産地消の推進はもとより、子どもたちが「おいしさ」を通して環境と命のつながりを理解し、郷土愛を育むことができると考える。今後の取組みを具体的に問う。</p>
--------------	--

■質問要旨	<p>2 地域資源を活かした、循環型地域づくりへの投資</p> <p>(3) 地域資源を活かした食育</p>
--------------	--

2 地域資源を活かした、循環型地域づくりへの投資

(3) 地域資源を活かした食育

ジビエの利活用は、自然の恵みを余すことなく活かし、持続可能な地域づくりに直結する。農作物被害を防ぎ、命の循環を学ぶ機会としても教育的な価値が高い取組みである。さらに「東広島こい地鶏」も郷土が生み出したブランドであり、地域資源としての魅力を持っている。

ア 学校給食と授業を結び付け、ジビエや地鶏を活用した食育を進めることで、地産地消の推進はもとより、子どもたちが「おいしさ」を通して環境と命のつながりを理解し、郷土愛を育むことができると考える。 今後の取組みを具体的に問う。

■答弁	<p><u>ジビエや「東広島こい地鶏」などの地域資源を活用した食育は、地産地消の促進に加え、自然の恵みや命の大切さを実感する貴重な学びの機会となり、児童生徒の郷土愛や地域への関心を育む教育的価値の高い取組みであると認識しております。</u></p> <p>現在、学校においては、発達段階に応じて、主に道徳科の授業を通じて、自分自身の命はもとより、他者や動植物、自然の命を敬い、大切にす態度の育成に努めております。</p> <p>また、特別活動の時間などを活用し、食材の背景や命の循環について学ぶ機会を設けることで、「食べること」の意味を深く理解し、自然への感謝や郷土への愛着を育む教育を進めております。</p> <p>学校給食においては、地元産の米や生鮮野菜などを取り入れ、地産地消を推進しております。一方で、<u>ジビエや地鶏の活用については、安定供給やコストなどの面から、継続的な提供には課題があると認識しております。</u></p> <p><u>今後につきましては、こうした課題を踏まえ、校内放送や掲示物による地場産食材の紹介や、「郷土食の日」など特別献立での限定的な提供、また、一部地域での試行的な導入など、その可能性を検討してまいりたいと考えております。</u></p>
------------	--

ジビエや「東広島こい地鶏」などの地域資源を活用した食育は、地産地消の促進に加え、自然の恵みや命の大切さを実感する貴重な学びの機会となり、児童生徒の郷土愛や地域への関心を育む教育的価値の高い取組みであると認識しております。

現在、学校においては、発達段階に応じて、主に道徳科の授業を通じて、自分自身の命はもとより、他者や動植物、自然の命を敬い、大切にす態度の育成に努めております。

また、特別活動の時間などを活用し、食材の背景や命の循環について学ぶ機会を設けることで、「食べること」の意味を深く理解し、自然への感謝や郷土への愛着を育む教育を進めております。

学校給食においては、地元産の米や生鮮野菜などを取り入れ、地産地消を推進しております。一方で、ジビエや地鶏の活用については、安定供給やコストなどの面から、継続的な提供には課題があると認識しております。

今後につきましては、こうした課題を踏まえ、校内放送や掲示物による地場産食材の紹介や、「郷土食の日」など特別献立での限定的な提供、また、一部地域での試行的な導入など、その可能性を検討してまいりたいと考えております。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	山田議員	担当	生活環境部、財務部、 健康福祉部、学校教育部
-----	------	----	---------------------------

<p>■質問事項</p>	<p>1 第4次東広島市国際化推進プランについて</p> <p>(1) 多文化共生社会の実現可能性について</p> <p>ア 他自治体では外国人の住民税滞納率が約20%で日本人の約4%と比べて大幅に高いことが報告されている。本市における外国人市民の税収納状況について伺う。</p> <p>イ 世界的に多文化共生政策の見直しが進む中、本プランはどこの国や自治体の成功事例を参考にして策定されたのか伺う。</p> <p>ウ 本プランでは相談窓口の体制充実や周知を掲げているが、現在の年間相談件数と職員体制の実態について伺う。</p> <p>エ 外国人児童生徒353人のうち200人、約6割にあたる児童生徒が日本語指導を必要としている現状での日本語の指導体制について伺う。</p> <p>オ 国の調査では病院の18.3%で外国人患者の医療費未収金が発生し、最高1,846万円の事例もある。本市における実態について伺う。</p> <p>カ 本市における外国人市民の転出届未提出での退去実態と、それに伴う行政課題への対応について伺う。</p>
--------------	--

■質問要旨

- 1 第4次東広島市国際化推進プランについて
- (1) 令和7年7月時点で本市には100か国以上、9,781人の外国人市民が暮らし、人口に占める割合は5.12%となっている。第4次東広島市国際化推進プランでは「多文化共生社会の実現」を基本理念に掲げているが、市民の約3割が文化の違いや治安への不安を抱き、教育現場でも深刻な人員不足が生じている状況にある。
- ア 他自治体の調査では、外国人の住民税滞納率は約20%で、日本人の約4%と比べて5倍も高いという結果が出ている。本市における日本人市民と外国人市民の住民税滞納率はそれぞれ何%か、伺う。
- イ 世界的に多文化共生政策の見直しが進む中、本プランはどこの国や自治体の成功事例を参考にして策定されたのか伺う。
- ウ 本プランでは相談窓口の体制充実や周知を掲げているが、現在の年間相談件数と職員体制の実態について伺う。
- エ 令和5年時点で、本市の外国人児童生徒353人のうち約6割の200人が日本語指導を必要としている。この高い割合は教育現場にとって大きな負担ではないかと考えるが、現在配置されている日本語指導教員は何人で、1人あたり何人の児童生徒を担当しているの

答弁内容（令和7年第3回定例会）

か、伺う。

オ 国の調査では病院の18.3%で外国人患者の医療費未収金が発生し、最高1,846万円の事例もある。本市における実態について伺う。

カ 転居届未提出での退去は、国民健康保険の未納、住民税の徴収困難など様々な行政課題を生じさせる。本市における外国人市民の転居届未提出での退去実態と、それに伴う行政課題への対応について伺う。

■答弁

まず、「個人市民税の収納状況について」でございます。

本市の令和6年度課税分において、全額を納付いただいていない人数の割合は、日本人市民で1.26%、外国人市民で9.74%でございます。

次に「第4次国際化推進プランの策定」についてでございます。総務省では、地方自治体に「多文化共生の推進に係る計画」の策定を促すため、計画で取りまとめるべき事項等を記載した「地域における多文化共生推進プラン」を平成18年に各自治体に示したところでございます。

これを受け、本市におきましては平成20年に国際化推進プランを初めて策定し、本年7月には4度目の改定を行ったところでございます。

次に、「相談窓口における、現在の年間相談件数と職員体制の実態」についてでございます。

本市では、外国人市民が地域で安心して快適に暮らせるよう、平成6年から東広島市市民文化センター1階のコミュニケーションコーナーに「多言語相談窓口」を設置しており、英語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語による対面相談のほか、電話やメールでの相談も広く受け付けております。

窓口での相談件数は、令和6年度が2,236件でございます。

また、現在の職員体制でございますが、英語話者2名、ポルトガル語話者2名、中国語話者3名、ベトナム語話者1名の職員9名が、ローテーション勤務により毎日、相談を受け付け、外国人市民の不安の解消はもとより、市民の国際交流の促進にも寄与しているところでございます。

次に、「日本語指導を必要としている現状の日本語指導体制について」でございます。

ご指摘のとおり、令和5年度には、本市の外国人児童生徒は353人、そのうち約6割にあたる200人が日本語指導を必要としており、本年度は、外国人児童生徒数が422人、うち262人と約6割が日本語指導対象となっております。

このような状況を受け、本市では、来日間もない児童生徒に対しては、「日本語初期指導教室」を開設し、あいさつや簡単な会話、学校生活のルール、学習の進め方などを一定期間指導しています。この教室では基本的にマンツーマン指導を行っておりますが、1日最大10人までとしていることから、1日で10人の指導者を配置できる体制を整えております。

これに加え、就学後に、計画的かつ継続的な日本語指導を行うため、児童生徒1人当たり週5時間から8時間程度、個別または2人から5人の小グループで日本語指導を行う日本語指導教室を設置しておりますが、現在、この日本語指導教室は27校に設置しており、11名の教諭と20名の非常勤講師を配置しています。

1人の指導者が担当する児童生徒数は1人から20人程度で、人数の多い学校には学校教育支援

答弁内容（令和7年第3回定例会）

員を配置し、きめ細やかな支援を行える体制を整えております。

次に、外国人の医療費未収金の実態についてでございます。

外国人患者の医療費未収金が発生している病院の割合については、広島県も本市も把握しておりませんが、このたび議員からのご質問を受けて、市内の病院に対し、令和5年度の医療費未収金について調査を依頼いたしましたところ、回答のあった11病院のうち、4病院で外国人患者による医療費未収金が発生しており、36.4%でございました。また、一件当たりの最高額については、8万円余でございました。

次に、「外国人市民の転出届未提出での退去実態とそれに伴う行政課題への対応」について、でございます。

まず、外国人市民の転出届未提出の実態につきましては、

未提出の正確な人数を地方自治体で把握することは困難でございますが、本市へ出入国在留管理庁から出国した旨の通知があったものの、住民票が残っているため職権で住民票を削除した件数を申し上げますと、令和6年度は172件で、転出届件数全体の5.7%に該当します。

転出届が未提出の場合、税に関する手続きにおいては、適正な賦課徴収が難しくなるほか、日本国内で他の自治体へ住居を移していた場合、転出先で外国人本人やそのご家族が、行政サービスを受けることができなくなるといった課題もございます。

そのため、外国人市民に対しましては、現在、転入時のオリエンテーションや多言語ホームページにおいて、住所変更の届出について周知を図っているところでございます。

今後も、住所変更など行政の制度周知について、誰もが容易に理解できるよう、表現などの工夫を行って参りたいと考えております。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	山田議員	担当	健康福祉部、こども未来部 学校教育部
-----	------	----	-----------------------

<p>■質問事項</p>	<p>2 保育所における地産地消・食育推進の取り組みについて</p> <p>(1) 保育所における地産地消・食育推進の取り組みについて</p> <p>本市では地産地消推進園として郷田 保育所を、食育推進園として造賀保育所を指定し、約1年半前から地域と連携した特色ある食育活動を展開している。郷田保育所では地元有機農家との月1回の100%地産地消給食を、造賀保育所では毎月のクッキング活動による体験型食育を実施している。この優れた取り組みの成果と今後の展開について伺う。</p> <p>ア 地産地消推進園と食育推進園での1年半の取り組みについて、どのような成果が得られているか、伺う。</p> <p>イ 100%地産地消給食や地域連携型食育が、子どもたちの食への関心や保護者の意識変化にどのような効果をもたらしているか伺う。</p> <p>ウ 第3次東広島市健康増進計画では「地場産物の生産者と交流を行っている保育所等の割合33%以上」という具体的な目標が設定されているが、現状値17.6%から目標達成に向けた具体的な戦略を伺う。</p> <p>エ 保育所での取り組みを小学校給食にも展開し、連続性のある食育システムを構築していく計画はあるか伺う。</p>
--------------	---

■質問要旨

- 2 保育所における地産地消・食育推進の取り組みについて
- (1) 本市では地産地消推進園として郷田保育所を、食育推進園として造賀保育所を指定し、約1年半前から地域と連携した特色ある食育活動を展開している。郷田保育所では地元有機農家との月1回の100%地産地消給食を、造賀保育所では毎月のクッキング活動による体験型食育を実施している。この優れた取り組みの成果と今後の展開について伺う。
- ア 地産地消推進園と食育推進園での1年半の取り組みについて、どのような成果が得られているか、伺う。
- イ 100%地産地消給食や地域連携型食育が、子どもたちの食への関心や保護者の意識変化にどのような効果をもたらしているか伺う。
- ウ 第3次東広島市健康増進計画では「地場産物の生産者と交流を行っている保育所等の割合33%以上」という具体的な目標が設定されているが、現状値17.6%から目標達成に向けた具体的な戦略を伺う。
- エ 保育所での取り組みを小学校給食にも展開し、連続性のある食育システムを構築していく計画はあるか伺う。

■答弁

答弁内容（令和7年第3回定例会）

本市におきましては、生産者の顔が見える安心安全な給食の提供により、子ども達が自然の恵みや生産者への感謝の心を育み、また、食事に興味を持ち正しい食習慣を身に着け、食から豊かな人間性が育めるよう、地産地消や食育を重点的に行う保育所を指定し、他施設のモデルとなる取組みを進めているところでございます。

まず、地産地消推進園と食育推進園での1年半の取組みによる成果についてでございます。

地産地消推進園である郷田保育所では、農家にご協力いただき、季節ごとの野菜や果物を給食に取り入れており、子ども達は身近な人が育てた野菜が給食に使われることで、生産者への感謝の気持ちが育っております。

また、食育推進園である造賀保育所では、生産者の方に教わりながら野菜を育てる活動を通して、自ら進んで食べようとする姿勢が見られるなど、食の大切さや感謝の気持ちが育まれております。

こうした取組みは、保育士や保護者からも高く評価されており、他の施設にも広げてまいりたいと考えております。

次に、100%地産地消給食や地域連携型食育が、子どもたちの食への関心や保護者の意識変化にもたらしている効果についてでございます。

地産地消給食、地域連携型食育のいずれの取組みにつきましても、日頃の栽培活動や親子クッキングなどの取組内容をInstagramやホームページで積極的に発信しております。Instagramの閲覧件数は、最大で1,000件以上に及んでおり、保護者は保育所での活動に高い興味と関心を持っておられると考えております。

これらの取組みによって、「嫌いな野菜を食べられるようになった」、「家庭でも食の大切さを子どもと話すようになった」など声が寄せられており、子どもの偏食解消や、保護者への食の意識向上に大きく寄与しているものと考えております。

次に、「地場産物の生産者と交流を行っている保育所等の割合33%以上」の目標達成に向けた具体的な戦略についてでございます。

地場産物の生産者と交流を行っている市立保育所等は、現在5施設で20.8%となっておりますが、令和11年度には33.3%となる8施設以上で実施したいと考えており、地産地消推進園や食育推進園の指定をさらに増やすことで、この目標を達成したいと考えております。

また、地場産物の安定的な調達や生産者との継続的な交流のため、農家とのネットワークを広げることによって、東広島産の食材の調達を円滑にするなど、施設への提供体制を強化し、地産地消による保育所給食を着実に推進してまいります。

最後に、保育所と小学校の食育の連続性についてでございます。

小学校においては、JA等と連携し、米や野菜といった地場産食材を活用した給食を提供するとともに、多くの学校で生産者を講師に招いて、栽培から収穫・調理までを体験する活動を行っております。また、栄養教諭等が農家を取材し、給食時間に動画や校内放送で生産者や食材を紹介するなど、地域の方々と連携した食育を展開しております。これらの活動は、質問で触れられました学校給食センターの予算だけでなく、学校の元気応援事業の予算も活用して実施しているところでございます。

今後は、保育所と小学校の連携の中で、好事例を共有しながら、発達段階に応じた食育を継続的

答弁内容（令和7年第3回定例会）

に実施できるよう取り組んでまいります。

食えることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しております。乳幼児期から地元で栽培された食材を活用し、豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して、子どもたちの食への関心を育み、食を営む力を育んでまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	岡田議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>2 教育施策について</p> <p>(1) 本市の部活動の地域展開について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>本市の学校部活動の地域展開にどのくらい費用がかかるのか、またその財源確保はどのような手段を考えているのか伺う。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>市の部活動の地域展開の現在の進捗状況と今後の見通しについて伺う。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>複数の大学を抱える本市としての連携に対する見解を伺う。</u></p>
--------------	---

<p>■質問要旨</p>

2 教育施策について

(1) 本市では部活動において、子どもたちの多様化するニーズや教職員の長時間勤務と指導の負担といった課題に対応するため、学校教育と地域社会の連携を強化し、地域全体で教育を支える仕組みを構築することにより、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、持続可能な部活動運営の実現を図ることを趣旨とした地域展開を進めている。こうした中、中学生の人数は更に減少し、学校部活動を巡る状況は、ますます厳しくなるものと予想される。今後も中長期的にそうした傾向が続いていくことが見込まれる中、この取り組みを加速させなければ、子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなることが強く懸念される。

ア 本市の学校部活動の地域展開に必要な指導者報酬、移動費、運営費について、対象校すべてが移行を行った場合、どの位の費用がかかるのか、またその財源確保はどのような手段を考えているのか伺う。

イ 市の部活動の地域展開は、モデル地域の設置や制度設計をすすめているところであるが、現在の進捗状況と今後の見通しについて伺う。

ウ 呉市においては、地域の大学と連携し、教員を志望する学生が休日の練習で生徒に技術を伝える取り組みをされていると聞かすが、複数の大学を抱える本市としてのこの連携に対する見解を伺う。

<p>■答弁</p>

まず、費用と財源確保についてでございます。

部活動の地域展開にかかる費用につきましては、指導者謝金、事務局運営費、旅費、消耗品費、会議費、保険料などが想定されます。現在、国の有識者会議において「地域クラブ活動に必要な費用」について議論が進められており、本市としてもその動向を注視しているところです。

本市では現時点において、対象校すべてが地域クラブへ移行した場合の費用試算は行っておりません。今後、国の議論や他自治体の先進事例を参考にしながら、必要な費用の検証を進めてまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

財源確保につきましては、受益者負担、国・県・市による公的負担のほか、民間からの寄付、企業協賛など多様な手段を組み合わせる必要があります。引き続き、持続可能な財源構成の検討に取り組んでまいります。

次に本市の進捗状況についてでございますが、本市では3つのモデルを展開し、外部指導者による部活動支援を実施しております。

1つ目は、地域連携モデルで、志和地域を対象に学校運営協議会を活用し、現在、7部活に11名の指導者が活動しています。

2つ目は、大学連携モデルで、広島大学、広島国際大学、近畿大学工学部と連携し、市内9中学校に27部活、36名の大学生が活動しています。

3つ目は、団体連携モデルで、バスケットボール協会、剣道協会、柔道連盟と連携し、市内4中学校に5部活、5名の指導者が活動しています。

これらの取り組みにより、生徒の意欲や技術力の向上がみられ、専門外の部活を担当する顧問の精神的負担軽減にもつながっているところでございます。

また、今年1月には部活動の地域展開に係るリーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、小学校6年生の児童・保護者に配布したところでございます。今後も、保護者や地域への周知に努めてまいります。

次に、今後の見通しについてでございますが、今後は、休日の部活動を地域展開するため、「東広島市立中学校の部活動地域展開推進方針（案）」を策定し、市の公認地域クラブの認定要件として、活動日や指導体制、安全確保等について示していく予定です。

なお、この方針を策定するにあたっては、国の制度設計を十分に確認した上で進めていく必要があります。しかしながら、現時点では、制度の方向性が不透明であることから、本市における地域展開のスケジュール等についても、今後の状況に応じて、柔軟に検討を重ねる必要があるものと考えます。

続いて、地域の大学との連携についてでございますが、現在、本市は、令和6年度より、広島大学と広島国際大学から大学生を外部指導者として派遣いただき、今年度より近畿大学工学部も加わっています。陸上部、卓球部、バスケットボール部などで、生徒の技術指導にあたっていただき、生徒からは、「新しい学びがあった。」、「専門的なことを分かりやすく教えてもらった。」、「年齢が近いので話しやすかった。」といった肯定的な評価が寄せられています。

今後も、複数の大学が立地する本市の強みを生かし、近隣自治体等と事例を共有しながら、指導者の確保と質の向上に努めてまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	岡田議員	担当	産業部、学校教育部、 (総務部（危機管理）)
-----	------	----	---------------------------

<p>■質問事項</p>	<p>4 危険鳥獣被害について</p> <p>(1) 危険鳥獣による人的被害対策について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 緊急時に的確な行動が取れるよう、市民対象の講習会や小中学校での講習会、猟友会との意見交換等を計画的に開催すべきと考えるが見解を伺う。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 現在、小学生に対する防犯ブザーの購入補助は行われているが、鈴についても児童・生徒に無料配布することを検討すべきと思うが本市の見解を伺う。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 9月1日に施行された市街地での「緊急銃猟」を可能とする改正鳥獣保護管理法についての市の見解を伺う。</p>
--------------	---

■質問要旨

4 危険鳥獣被害について

(1) 危険鳥獣による人的被害対策について

全国では熊による被害が多発し、熊に襲われて死亡するといった痛ましい事故も起こるなど深刻な問題となっている。今年の夏は例年以上に厳しい暑さが続いたことで、森林で生活する熊やイノシシ、鹿の食にも影響し、人里に食べる物を求めて出没するのは当然ではないかと考える。本市においても数年前に熊の出没があり森林の近くに住む方、森林の近くで農作業する方、学校に通学する子ども達はもとより、広く市民に対して何等かの対策を考えるべきである。一方で国においては熊による人的被害対策として、一定の条件を満たせば自治体判断で市街地での「緊急銃猟」を可能にする改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行された。人の日常生活圏に現れ、危険を及ぼす恐れがある「危険鳥獣」を、市町村長が緊急的に捕獲者へ銃猟を委託できる制度である。

本市のホームページでは「ツキノワグマに関する情報」を掲載されており、熊の目撃情報があった場合は速やかにホームページやSNS等で情報提供や注意喚起が行われているが、誰もが当事者になる可能性はあると考える。

ア 緊急時に的確な行動が取れるよう、市民対象の講習会や小中学校での講習会、猟友会との意見交換等を計画的に開催すべきと考えるが見解を伺う。

イ 現在、小学生に対する防犯ブザーの購入補助は行われているが、鈴についても児童・生徒に無料配布することを検討すべきと思うが本市の見解を伺う。

ウ 9月1日に施行された市街地での「緊急銃猟」を可能とする改正鳥獣保護管理法についての市の見解を伺う。

■答弁

危険鳥獣による人的被害防止についてでございます。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

近年、全国的に人の生活圏にクマなどが出没し、人的被害が生じていることは、大変憂慮される事態と考えております。

野生動物による被害はもはや災害というべき事態であり、市民生活を取り巻く様々な危機の未然防止に努めなければならないと考えております。

まず、「緊急時の行動に対する講習会等の開催」についてでございます。

現在、改正鳥獣保護管理法によって危険鳥獣とされたツキノログマ等だけでなく、生息域の変化等により、日常生活において野生鳥獣に遭遇する可能性は高まっている状況でございます。

こうした状況に対し、例えばサル等の出没時には、職員が現地に赴き、追い払いを行うとともに、遭遇した際には目を合わせない等の注意事項を示したチラシを出没地域へ配布するなど、注意喚起に努めているところでございます。

小中学校におきましても、学区内に野生動物が出没した際には、遭遇した場合の基本的な注意事項等について、その都度、児童、生徒へ指導を行っているところでございます。

現時点では、ご質問にありましたような児童、生徒及び市民向けの講習会等の開催予定はございませんが、現状の対応に加え、野生動物による人的被害防止のため、ホームページの内容の充実を図るなど、遭遇時の注意事項や対応方法について、広く市民への周知に努めてまいります。

また、捕獲活動におきましては、平素から猟友会の皆様との協力体制の構築が非常に重要であると認識しており、定期的な協議のほか、日常的に意見交換を行うなど、連携を密にしております。

今後も、猟友会の皆様との意見交換等を継続的に行い、緊急時における対応につきましても共有し、連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、「熊よけの鈴について」でございます。

本市では、熊の目撃情報が確認された際、関係小中学校と連携し、学校の希望や地域の状況などを踏まえて、必要に応じて児童生徒に熊よけの鈴を無償で配付しております。今後も、児童生徒の登下校の安全を確保するため、状況に応じて適切な対策を講じてまいります。

続きまして、「鳥獣保護管理法改正について」でございます。

この度の法改正により、ヒグマ、ツキノログマ、イノシシが「危険鳥獣」に指定され、従来の警察官職務執行法に基づく対応に加え、「人の日常生活圏へ危険鳥獣が侵入」し、「危害防止が緊急に必要な状況」において、「銃猟以外での確かつ迅速な捕獲が困難」であり、「銃猟により住民や第三者に危害が及ぶ恐れがない場合」という4つの要件を満たした場合に限り、市町村長の判断で銃猟による捕獲が可能とされ、9月1日から施行されました。

これに先立ち、国からは7月にガイドラインが示されたものの、具体的な対応については、緊急銃猟実行における判断基準を始め、住民等の避難誘導、危害防止のための対策など、様々な課題があると認識しております。

そのため、全国の多くの市町村と同様、本市におきましても、独自の判断による緊急銃猟の実施は、現時点では容易ではないと考えております。

一方で、市民の安全を守る観点から、体制整備の必要性につきましては十分に認識しているところであり、「東広島市危機管理方針」の見直しを含め、緊急銃猟に対する対応マニュアルの策定を早急に検討し、市民の皆さまが安心して暮らせるよう、全庁で対応する体制を整備してまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	宮川議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 GHQの洗脳による戦後教育は日本人から国家観を喪失させた</p> <p>(1) いわゆる「歴史認識」を検証する</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 日韓併合への歴史的経緯と日本による統治を求めた朝鮮人</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 日本の統治下で劇的に進んだ朝鮮の近代化</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 日本は「ハンゲルを奪って日本語を押し付けた」か？</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 従軍慰安婦・強制連行の真実</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 「南京大虐殺」のウソ</p> <p style="padding-left: 20px;">カ 本市の使っている歴史教科書・近隣諸国条項の影響か？</p> <p>(2) 日本人が持っていた国家観</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 諸外国から称賛された教育勅語と修身教科書</p> <p style="padding-left: 20px;">イ GHQの洗脳計画としての四大教育指令</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 天皇の大御宝としての日本人</p>
--------------	--

<p>■質問要旨</p>

1 GHQの洗脳による戦後教育は日本人から国家観を喪失させた

(1) 第2次世界大戦の戦勝国が、敗戦国である日本に押し付けた歴史認識、つまり「日本は侵略戦争を行いアジアの人々に迷惑をかけ、日本軍は卑劣で野蛮な残虐行為を行った」というストーリーが今でも夏になると繰り返されているが、証拠に基づき史実を検証する。

ア 日韓併合への歴史的経緯と日本による統治を求めた朝鮮人

日韓併合に至る歴史的背景には、15世紀に始まった「大航海時代」以降の西欧列強による植民地支配の流れがある。日本はこれに対抗し、西欧列強、特にロシアによる日本の植民地化の阻止を最大の目標としており、朝鮮半島は大陸から日本への通路になっていることから日本の安全保障の基軸であった。朝鮮は歴史上、数限りなく中国大陸からの侵略を受け、当時は清国の属国であったが、その清の支配から朝鮮を解放するために行ったのが日清戦争である。そして南下を狙うロシアの侵略から朝鮮を守るために戦ったのが日露戦争である。

この日露戦争での勝利は、日本と朝鮮の安全保障を確立しただけでなく、植民地支配の波に飲み込まれたアジア・アフリカ諸国に希望を与え、民族独立運動にも影響を与えた。当時、多くの朝鮮の人々が日本との併合を希望し、電報を送っている。そうして、1910年、日本と韓国の間で日韓併合条約が締結され、朝鮮は統治権を日本に譲与した。つまり「日韓併合」は、日本が朝鮮を強制的に占領したのではないのである。

イ 日本の統治下で劇的に進んだ朝鮮の近代化

日韓併合以前の朝鮮は、王族と両班という特権階級による支配体制のもと、民衆は奴隷同然の扱いを受けており、国内は勢力争いに明け暮れたことで未開発の地であった。このような朝鮮半島を統治下においた日本は、インフラ整備を進め、身分制度の撤廃、教育・医療制度の整備を行った。これらの整備には、現在の価値で約63兆円の国家予算が投入され、結

答弁内容（令和7年第3回定例会）

果として、36年間の統治期間中に朝鮮の人口は1,300万人から2,400万人へ増加し、平均寿命は25歳から45歳に延び、学校数は100校から5,000校以上に増加、識字率も6%から22%へ向上した。耕地面積や工業生産も大幅に拡大し、朝鮮は急速に近代化したのである。これが紛れもない日韓併合の真実であり、当時の写真からも、日本が朝鮮を植民地にしたという言葉が嘘であることは一目瞭然である。

ウ 日本は「ハングルを奪って日本語を押し付けた」か？

ハングルの起源は1443年の世宗時代に作られた「訓民正音」にあるとされるが、この「訓民正音」はその後王朝により弾圧された。この朝鮮独自の文字をハングルとして蘇らせて広めたのは日本である。朝鮮の独立と朝鮮民族の啓蒙には朝鮮語による新聞の発行が不可欠だとし、福沢諭吉が日本語の漢字交じり文のように漢字とハングルの混せて文章を書くように教えたのである。そして日本統治下では、ハングルで書かれた教科書が子どもたちに支給された。実際にハングルの教えている写真も残されており、これが「日本がハングルの奪った」という嘘の決定的な証拠である。

本市の教科書には「朝鮮の文化や歴史を教えることを厳しく制限し、日本史や日本語を教え日本人に同化させる教育を行った」とあるが、朝鮮の文化を制限するどころか独自の言語を復活させ広めており、このような教科書こそ、日本の正しい歴史と文化を日本の子供たちから奪っていると言わねばならない。

エ 従軍慰安婦・強制連行の真実

従軍慰安婦の問題を扱うには、当時と今とでは社会常識が異なることを念頭に置かねばならない。当時は、日本でも朝鮮でも売春は合法であり、朝鮮には妓生（キーセン）という性的接待を行う奴婢身分の女性が存在していた。李氏朝鮮時代から妓生を育てる学校が存在しており、日本統治下においても妓生の学校があった。

慰安婦は当時、新聞広告などで職業として募集されたのであり、強制的に連行されたわけではない。拉致や誘拐は朝鮮人によって行われ、日本の警察はそれらを取り締まっていた。元慰安婦には、大金を稼いで故郷に戻り、貧しい家を盛りたて事業を起こした有名な女性もいる。強制徴用に関しても真実は似たようなものであり、志願者は多く、給料も高かった。このように、慰安婦も徴用工も強制連行はしておらず、対価も支払われているのであって、奴隷のように働かせたわけではないとわかる。

オ 「南京大虐殺」のウソ

中国政府は、南京において30万人が日本軍によって虐殺されたと言っているが、これはありえないウソである。広島・長崎の原爆や東京大空襲などを凌ぐ30万人の被害を出したというが、南京陥落直後の写真にそのような跡は見られない。実際には、町を焼き払い略奪を行ったのは蒋介石軍の敗残兵であり、日本軍が与えた損害はほとんど軍事施設に限られていたのである。

GHQと共産主義者たちに洗脳されてしまった現代の我々には信じがたいことだが、残された写真からもわかるとおり、日本軍は中国の民衆に歓迎され、受け入れられていたのである。

カ 本市の使っている歴史教科書 - 近隣諸国条項の影響か？

本市で使用されている歴史教科書には、「日本は朝鮮、台湾を植民地にした」「強制労働をさせた」「同化教育をした」「南京事件で多数の中国人を殺害した」といった記述がある。歴史教科書には、いわゆる歴史認識問題と言われる件において、史実に基づいていなくても

答弁内容（令和7年第3回定例会）

記述しなければならない決まりがあるのだろうかと感じる。このような、戦勝国に都合の良い歴史認識を書いてない教科書は存在しているのか伺う。

また、教科書検定基準において、周辺のアジア諸国との関係に配慮するように定めている近隣諸国条項についてであるが、これは実質的には、中国と韓国が反対することは教科書に書いてはいけないと、日本自らが定めたものである。この近隣諸国条項が、教科書作成にどの程度影響しているのか、わかる範囲で伺いたい。

G H Qによる占領統治が終わり70年以上が経過しているわけだが、いつまで日本の子供たちに嘘の歴史を教え続けるのか。そのような教育をしていては、自分の国や自分自身に誇りが持てる人間に育つわけがない。国や学習指導要領がどうあれ、まずは教育に携わる個々人が、歴史の真実を自分で確認していただきたい。そのうえで、未来を担う子供たちにどう伝え、どう育てていけばいいのか、しっかり考えていただきたいと思うが、所見を伺う。

(2) 日本人が持っていた国家観

日本人が失ってしまった国家観を取り戻すために、日本が大切にしていた修身教育とG H Qの洗脳工作を明らかにする。

ア 諸外国から称賛された教育勅語と修身教科書

戦後、帝国主義の権化のように忌み嫌われるようになった教育勅語であるが、実は、諸外国、特に欧米諸国に称賛されていた。アジアの小国である日本が日露戦争に勝利したことは世界を驚愕させ、その強さや精神性をつくっているのが教育勅語だと知ったためである。教育勅語は、アメリカでは聖書に次ぐベストセラーとなっており、レーガン政権時に国が荒れたときには、教育勅語を英訳させた「道徳読本」を配布させている。

イ G H Qの洗脳計画としての四大教育指令

G H Qは日本人の精神を骨抜きにするための洗脳計画の一つとして四大教育指令を実施した。四大教育指令では、文部省がG H Qの指令に従って教育政策を行うよう命じ、G H Qの政策に反対する教職員や官僚の解雇し、神道への政府の支援や保証を廃止して日本の歴史や伝統を教えることを禁止し、そして、修身・国史・地理の授業を停止した。これは、教育勅語を含む修身による日本の精神性の否定であり、明治以降の日本が、白人国家から植民地を奪還するまでに成長した発展を、次世代の記憶に留めないための厳命だったのである。

ウ 天皇の大御宝としての日本人

G H Qの四大教育指令によって日本人は国家観を喪失し、自分の国がどんな国であるかを語るができなくなった。日本の国柄とは「大和心」、すなわち「大調和」であり、神武天皇の建国の詔にある「八紘一宇」である。

日本人がこの国家観を取り戻すために必要なのは、G H Qの洗脳を解き、特に学校における修身と国史の授業を取り戻すことに他ならないと考える。どう工夫すればそれが可能となるのか考えていただき、本市の子供たちに国家観を取り戻させ、本当の意味で自らに誇りを持ち、自信を持って自分の生まれた国が好きだと言える人間に育てていただきたいと思うが、市の所見を伺う。

■答弁

まず、歴史認識についてでございます。歴史とは、過去の出来事を理解することを通じて現在を捉え、未来を展望する力を育む営みであり、単なる過去の記録ではなく、未来への視座となるものです。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

グローバル化が進展する現代社会において、多様な文化や価値観が共存するための基盤として、歴史教育が果たす役割は一層重要になっております。歴史自体が争点化され紛争の火種になりうる現在の世界において、現代にふさわしい歴史認識を育むには、多元的で複眼的な理解と対話の姿勢が求められます。

歴史教育においては、従来、日本史と世界史を別々のものとして捉える傾向がありました。しかし、これらを一体のものとして捉え、世界史的な視野から我が国の歴史を理解することが、重要であると考えております。自己と他者の歴史を共に学び、自らの歴史を深く理解すると同時に、それが他者とのどのような関係性の中で形成されてきたのかを知ることによって、自己を相対化する視点を獲得し、より深い歴史認識を形成することが可能となるものと考えています。

議員からご紹介いただいた歴史的事象につきましては、多様な見解が存在しており、それぞれの主張には一定の根拠がある一方で、異なる立場からの反論や検証も行われております。史料の解釈や研究の進展により、学術的にも議論が続いている分野であります。

こうした事象を教育現場で扱う際には、特定の見解に偏ることなく、複数の視点を提示し、児童生徒が自ら考え、判断する力を育むことが重要です。歴史教育は、過去の出来事を通じて人間の営みを理解し、他者との関係性を学ぶ機会でもあります。したがって、加害・被害の一面的な捉え方に偏らず、歴史的背景や国際的な視点を踏まえた多角的な考察が求められます。

そして、教科書は、児童生徒の歴史認識を育成するうえでの主たる教材であり、極めて重要なものであると認識しております。各出版社は、それぞれに編集方針を定めて教科書を編纂しており、議員ご指摘の立場に立つ教科書も存在しています。

これらはすべて、文部科学省が定める教科書検定基準に則り、多様な見解が存在する事象については教育的配慮を踏まえて作成されていると認識しております。

この中で、いわゆる「近隣諸国条項」は、歴史的経緯を踏まえ、外交的配慮を含む歴史認識のバランスを図るための指針として位置付けられておりますが、その具体的な影響について把握しているものはございません。

教育現場では、教師が、史実を追求する姿勢をもって教材研究を行い、児童生徒が主体的に学びを深められるような授業を構想することを期待しており、本市の教科書もそのような視点で選定されていると理解しております。

歴史認識の形成は、年齢や経験に応じて成熟していくものであり、義務教育段階にある子どもたちには、偏りのない情報提供と、対話を通じて学びの機会を保障することが、教育行政としての責務であると考えております。

続いて、日本人が持っていた国家観について申し上げます。議員ご指摘のように、互いを尊重し、調和のもとに共存するという姿勢は、現代のグローバル社会においても極めて重要な価値観であると認識しております。

本市におきましては、「Well-being を実感できる地域共生社会」の実現を目指し、まちづくりを推進しておりますが、その根底には、人とのつながりや利他性、社会貢献意識など、日本の社会・文化的背景に根差した価値観が息づいております。こうした価値観は、災害時に避難所で整然と列を作り物資を分け合う姿、野球の国際試合で勝敗にかかわらず球場を掃除するサポーターの姿など

答弁内容（令和7年第3回定例会）

日常の中で自然に表れ、国内外から高く評価されております。これらの行動の根底には、感謝の心や思いやり、利他の心、規範意識、責任感といった精神性や文化的背景があり、古来より「大和心」として世代を超えて受け継がれてきたものと考えております。

なお、教育勅語、また教科である修身や国史を、現代の教育現場でそのまま指導することはできませんが、そこで大切にされていた家族愛、博愛、公共心などの基本的な価値観は、現代においても通用する普遍的な生き方を示している側面があり、日本人としてのアイデンティティの確立にとっても重要であると考えているところであります。

学校教育への期待としましては、現在、学校は地域社会をはじめ、社会へと開かれた環境のもと、教育活動を積極的に展開しているところがございます。こうした中で、子供たちが多様な他者と関わりながら、社会の一員として主体的に生きる力を育むなどの教育を一層推進していただきたいと考えています。

例えば、各教科等においては、対話的な学びを通じて、多面的なものの見方や考え方を育てること。また、道徳教育で、我が国の伝統や文化、公共心や責任感などに対する価値認識を深めていくこと。さらに、地域との協働や国際交流などを通じて、異なる価値観に触れながら、広い視野と社会参画の意識を育むことなどが挙げられます。

今後も教育委員会と共通の課題認識をもちながら、子供たちが「調和と協調」の精神を育み、自らや自国への誇りを育みながら、日本人としてのアイデンティティを確立し、地域共生社会の実現へとつながるような教育環境の構築に努めてまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	鍋島議員	担当	生涯学習部、産業部（商工・女性）
-----	------	----	------------------

<p>■質問事項</p>	<p>2 子どもや若者が安心して過ごせ学べるまちの実現に向けて</p> <p>(1) 児童青少年センターのあり方について</p> <p>ア 児童青少年センターを今後どのような居場所としていこうと考えているのか、方針を伺う。</p> <p>イ 児童青少年センターが、子どもや若者と地元企業がつながる拠点となることについて見解を伺う。</p> <p>ウ 開館時間について児童青少年センターは、基本的に月曜日が休館日であるが、学校帰りの中高生が利用することを考えれば、学校のある月曜日にも利用のニーズがあるのではないかと。また、休日の利用状況が多いのであれば、例えば高屋図書館のように、全日開館を試行するなど、柔軟な対応や工夫もできるのではないかと考えるが見解を伺う。</p>
--------------	---

<p>■質問要旨</p>

- 2 子どもや若者が安心して過ごせ学べるまちの実現に向けて
- (1) これまでの経済体制のあり方を見直し、所得だけではなく心の豊かさや人とのつながりなど主観的幸福感を示すWell-being、そしてそれを考量した経済指標群のあり方を考える Beyond GDP（GDPを超えて）の議論がある。Beyond GDPとは、GDP（国内総生産）だけでは測れない国民が実感する豊かさや幸せを評価するための新しい指標を検討する国連の枠組みを指しており、持続的な経済成長を実現させ、その上で社会課題も同時に解決することが重要になってくることから、時代は歴史的な転換期を迎えていると言える。また、学びの場においても転換期を迎えており、社会の基盤となりあらゆる生活のシーンで必要不可欠なAIをはじめとしたデジタルテクノロジーが急速に発展する中で、産業構造は大きく変わり、そのことに伴い、いかに内発的動機付けを養い、想定外に対応し、自ら問いを立てAIで解けない課題に対応し、創造的、協働的であるか。このような力を育む教育の公正な個別最適化、そして探究学習が求められていると考える。
- そして学校に行きづらさを感じたり、既存の教育で学びづらさを感じている児童生徒も含めて、どのような家庭で生まれ、どのような地域で育ったとしても、すべての子ども・若者に最善の学びを提供することは必要である。子どもや若者の健やかな成長のためには、安全で安心できる環境の中で、地域の大人や同年代・異年齢の子どもたちと関わりながら過ごすことのできる「居場所」が不可欠である。しかしながら、地域のつながりの希薄化や少子化の進行により、子どもや若者がこうした居場所を持つことが難しくなっている現状にある。そうした状況を背景として、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が国から示された。本指針において、居場所づくりをするにあたっては、子どもや若者の声を聴き、その視点に立った取り組みを行うこと、子どもや若者が自ら考え、決め、行動する姿勢を大切にすることの重要性が強調されている。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

東広島市の児童青少年センターは、長年にわたり子どもたちの憩いの場として運営されてきたことと思うが、今後はこの指針に示された「こどもまんなかの居場所づくり」の考え方を踏まえ、子どもたちの「居たい」「行きたい」「やってみたい」という思いを後押しする取り組みが児童青少年センターにおいても必要だと考える。

例えば、中学生や高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ・文化活動を通じて社会性や自立性を身につける場として2013年に北九州市内で初めて設置された「北九州市のユースステーション」は、若者のためのサードプレイスとして機能している。学習専用スペースとしてスマホやPCの使用が禁止され静かで集中できる環境が確保されている一方で、高校生主体の探究活動を支援する取り組みや、授業や課外活動の枠を超えた学びの場が提供されている。

若者が将来を考えるうえでは、社会で活躍する様々な職業の大人と出会う機会が大切であり、こうした出会いは子どもや若者が新たな視点や選択肢を得るきっかけになると共に、将来像を描くきっかけにもなる。また、地元企業にとっても、若い世代と接点を持ち、交流を深めることは、人材確保や地域貢献の観点からも大きなメリットとなると考える。

また開館時間についても現状に即して、柔軟な対応や工夫もできるのではないかと考える。
ア 児童青少年センターを今後どのような居場所としていこうと考えているのか、方針を伺う。
イ 児童青少年センターが、子どもや若者と地元企業がつながる拠点となることについて見解を伺う。

ウ 開館時間について児童青少年センターは、基本的に月曜日が休館日であるが、学校帰りの中高生が利用することを考えれば、学校のある月曜日にも利用のニーズがあるのではないかと考える。また、休日の利用状況が多いのであれば、例えば高屋図書館のように、全日開館を試行するなど、柔軟な対応や工夫もできるのではないかと考えるが見解を伺う。

■答弁

社会経済環境が急速に変化している現代社会において、次代を担う子どもたちには、新たな課題に挑戦し解決していく力がこれまで以上に求められております。

このような時代であるからこそ、教育の本質は知識の一方的な伝達から、子ども一人ひとりの内在する興味や関心を引き出し、自ら学び続ける姿勢を育むことへと転換していく必要がございます。しかしながら、知識は伝授することができても、主体性や自主性は外から与えることはできません。これらは子どもたちの内面から自然に芽生えてくるものであり、大人はその成長を支援し、適切な環境を整えることが重要な役割でございます。

子どもたちが自発的な遊びや活動を通じて試行錯誤を重ね、自らのペースで学びを広げ深めていける環境こそが、真の意味で、「全ての子どものウェルビーイング」につながるものと考えております。

このような認識のもと、児童青少年センターのあり方についてでございます。

現在、本市では、西条の児童青少年センターと高屋の第2児童青少年センターの2館を運営しております。

西条にあるセンターは、青少年の健全育成と福祉増進を目的とし、平成13年にサンスクエア東広島1階に開館いたしました。館内には、青少年の自主活動の場となるセミナー室、憩いの場となるふれあいフロアやプレイルーム、さらに幼児期から青年期までの様々な悩みに専門の相談員が対

答弁内容（令和7年第3回定例会）

応する「児童青少年総合相談室」を設けております。青少年にとって、自分が行きたい時に自由に居られ、相談したい時に自分を受け入れてくれる人がいる「心の居場所」となることを目指して運営しております。

また、高屋にある第2センターは、平成26年9月に高屋出張所内に開館いたしました。ここでは、青少年指導員による巡回・声かけ活動の拠点となるとともに、JR西高屋駅に近い立地を活かし、通学途中の中・高生が安心して過ごせる自習スペースとして運営しております。

センターの利用状況でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者には静かに過ごすことをお願いしてきた結果、交流や遊びを主体とする利用は減少し、自習・学習を中心とした利用が定着いたしました。2館を合わせた年間来館者数は、コロナ禍には2万4千人まで落ち込みましたが、令和6年度には3万9千人を超えるまでに回復しております。

現在では、セミナー室を自習スペースとして活用するとともに、ふれあいフロアではトランプやボードゲーム、漫画などを楽しみながら、子どもたちが互いを配慮しつつ過ごす姿が見られるようになっております。こうした子どもたちの自主性を尊重しながら、安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

また、センターは学習の場であると同時に、人との出会いや交流の場としての役割も有しております。子どもが安心できる環境の中で、多様な世代と関わりながら、自ら考え、判断し、行動できる活動の機会を提供することが重要であると認識しております。今年度はその一環として、中・高生の有志が中心となり、幼児から小学生を対象とした夏祭りを企画・運営し、主体的に役割を担う取組みが実現いたしました。

今後は、児童青少年センターを、青少年が主体的に考え、試行錯誤しながら「居場所づくり」に取り組む中核的な拠点として位置づけ、ここでの取組みを通じて得られた成果を踏まえ、住民自治協議会との連携を強化し、地域センターなどの地域活動拠点へと活動の輪を広げてまいります。

こうした展開により、地域全体で青少年の成長を支える環境づくりが促進され、子どもたちが安心して過ごせ、主体的に考え行動する居場所が、より多くの地域に根づいていくと考えております。

次に、児童青少年センターが、子どもや若者と地元企業をつなぐ拠点となることについてでございます。

少子化や核家族化の進行により、子どもたちは従来に比べて限られた人間関係の中で成長せざるを得ない状況にあります。しかしながら、人格の形成においては、多様な人々との交流を通じて、異なる価値観や考え方に触れることが極めて重要であると認識しております。

また、将来の進路や生き方を主体的に判断し、学んだ知識や経験を生活や次の学習に活かす力、さらに協働を通じて課題解決に取り組む姿勢を養うことも、同様に重要であると考えております。

このため、**今後は地域の企業や団体との連携を強化し、たとえば地元企業の協力による青少年の願いを形にする企画や、地域の様々なイベントへの参画などを通じて、青少年が多様な大人と出会い、実社会に触れる機会を提供し、これらの取組みを通じて、児童青少年センターが、子どもや若者を地域とつなぐ拠点としての役割を果たせるよう努めてまいります。**

次に、児童青少年センターの開館日についてでございます。

現在、西条のセンターは月曜日および祝日を、高屋の第2センターは日曜日、月曜日、祝日を休

答弁内容（令和7年第3回定例会）

館日としております。

利用状況としましては、西条のセンターでは平日に比べて土曜日・日曜日の利用が多く、一方で高屋の第2センターでは、土曜日よりも平日の利用が多い傾向が見受けられます。

また、先般実施した利用者アンケートでは、「月曜日も利用したい」と回答した方が、西条のセンターでは6割以上、高屋の第2センターでは8割以上にのぼり、一定のニーズが確認されました。

こうした状況を踏まえ、今後は月曜日の開館について、運営費や運営方法を考慮しながら、検討を進めてまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	鈴木議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 教育施策について</p> <p>(1) 子どもの放課後の過ごし方について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 受入れが過剰となってしまっているいきいきにおける指導対応について伺う。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 民間事業者における送迎サービス等の課題と対策について伺う。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ いきいきの支援員の高齢化や人材不足について伺う。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ いきいきも含めた放課後の子どもの居場所づくりについて伺う。</p>
--------------	--

<p>■質問要旨</p>

1 教育施策について

(1) 東広島市ではこれまで保護者の就労支援施設としての「預かりの場」として「いきいきこどもクラブ（以下、いきいき）」を設置し、増加する保護者のニーズに対応されてきたと思うが、令和7年3月に策定された「東広島市こども計画」で示されているように、こどもの健全な育成を図る場として、今後は質を向上させる必要があると考える。その一方で児童数の増加に伴う過剰な受入れによって丁寧な指導が行き届かない、民間事業者における送迎バスの不足等といった課題が散見され、現状のままでは質の向上が困難になりかねない。これらの課題を解決し、放課後児童クラブの質を向上させるためにどのように取り組んでいくのか伺う。

ア 受入れが過剰となってしまっているいきいきにおける指導対応について伺う。

主に超過受入れとなっている放課後児童クラブにおいて、児童一人ひとりを尊重した指導をどのように行っていくのか伺う。

イ 民間事業者における送迎サービス等の課題と対策について伺う。

利用者の多い民間のいきいきこどもクラブでは、複数回にわたりバスで送迎している現状があり、長い場合は1時間程度待つこともある。炎天下や寒い中では子どもの健康に被害を及ぼすほか、利用者の公平性の立場からも改善すべきと考える。

一部の民間いきいきこどもクラブで発生している送迎バス不足等による児童の長時間待機について、市は現状をどのように把握しているのか、また、その改善に向けてどのように取り組んでいくのか伺う。

ウ いきいきの支援員の高齢化や人材不足について伺う。

過去の答弁で支援員の確保に苦慮していると伺ったが、支援員確保に向けて取り組んでいる対策とその効果についてどのように分析しているのか伺う。

また、全国的には人材不足に対応するため、公設の放課後児童クラブの運営の民営化が進んでいるようだが、本市での現状と今後の方向性を伺う。

エ いきいきも含めた放課後の子どもの居場所づくりについて伺う。

国は放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な取り組みを推奨しているが、本市の現状と方向性について伺う。

また、こどもの居場所づくりには地域参画の促進が欠かせないが、市としてどのように取

答弁内容（令和7年第3回定例会）

り組もうとしているのか伺う

■答弁

まず、受入れが過剰となっているいきいき子どもクラブにおける指導対応についてでございます。

これまで、増加するニーズに対応し、待機児童を最大限に抑えるため、国の参酌基準の範囲内で、定員に2割を加算した受入れを行っており、今年度、定員を超えた受入れを行っている公設クラブは、60クラブ中19クラブでございます。それらのクラブでは、支援が行き届かないことがないよう、利用児童が増えるごとに支援員を追加配置しております。

また、児童一人ひとりを尊重した支援につきましては、支援員アドバイザー等による巡回訪問において、支援員に対し個々の児童にあった支援方法の指導や助言を行い、支援の質の向上に取り組んでいるところでございます。

国もこれまでは就労支援施設の役割を重視した制度運用がなされてまいりましたが、本年1月には「こどもまんなか」の理念のもと運営方針を見直し、こどもの視点に立った居場所づくりへの転換を推進するようになっております。本市においても就労支援からこどもの居場所への転換が必要であると考えており、定員を超えた受入れについては、こどもたちにより良い居住空間を提供する上で課題であると認識しております。

そのため、今年度から定員を超えた受入れの解消を図ることとしており、昨年度末に策定したこども計画に基づき、量の確保を計画的に推進してまいります。

次に、民間事業者における送迎サービス等の課題と対策についてでございます。

送迎バス等に限らず、民間クラブにおいてこどもの安全・安心に関わる疑義が生じた場合には、市において速やかに事実確認を行い、必要に応じて事業者に改善を求めているところでございます。

ご質問の事例に関しましては、現地確認や関係者からの聴き取りにより実態を把握し、該当する民間事業者に対しまして改善指導を行い、こどもの安全・安心の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして、いきいき子どもクラブの支援員の高齢化や人材不足についてでございます。

これは全国的な課題でございますが、本市の支援員につきましては、約2割が65歳以上と高齢化が進んでおります。また、令和7年度の公設クラブの運営に必要な常勤支援員の人数120人のうち、実際に配置できた人数は96人ととどまりました。こうした人材不足の背景には、高齢化以外にも、事務量の多さや支援への責任の重さ、特別な配慮が必要な児童に対する支援の限界等がございます。それに対して、事務のDX化や特別な配慮が必要な児童の支援に関する専門的な研修等を導入し改善を図っているところですが、人員の確保にいたっていないのが現状でございます。

そのため、本年4月からは一部公設クラブの運営を民間委託することにより人員を確保し、公設60クラブの運営を維持しているところでございます。

人材不足は全国的な課題であることから、国や県に対し、いきいき子どもクラブのこうした現状を訴えるとともに、質の高い人材の確保を行うための支援員の処遇改善や環境の整備の要望を行っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、全国的な公設クラブの民営化の流れには、その理由として、支援員の確保や民間ノウハウの活用があげられます。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

市といたしまして、人材確保の課題に対しては、民間を活用して運営を維持しながら、あわせて、根本的な制度のあり方を見直すよう、引き続き国や県に対し強く働きかけを行ってまいります。

また、今後は市が基幹となり、全てのいきいき子どもクラブに対し、児童健全育成事業や子どもの居場所づくりの理念、方針について共有し、運営の監査、指導を行う体制を構築することで、いきいき子どもクラブの「放課後の居場所」への転換に取り組んでまいります。

次に、いきいき子どもクラブも含めた放課後の子どもの居場所づくりについてご答弁を申し上げます。

現在、いきいき子どもクラブは児童が「学校より長く過ごす場所」となっており、従来の保護者の就労支援施設という位置づけから、子ども自身の成長を支える「放課後の居場所」へと転換することが求められています。

昨年度末に策定した「子ども計画」においても、クラブでの活動や遊びを通じて、子どもが自ら学び、自己肯定感や自己有用感を高め、主体性や社会性を育むことができる場となることを目指しています。

こうした場づくりは、子どもが安心して過ごし、自分らしさを発揮できる環境の整備につながるものであり、子どもの健やかな成長を支える重要な要素と考えております。

他にも市が実施している放課後の居場所としては「放課後子供教室」があり、地域のボランティアの方々による自習の見守りやレクリエーション活動が、小学校や地域センター等で週1回程度実施されています。いきいき子どもクラブを利用している児童も放課後子供教室に参加しており、両者は一体的に活用されている状況です。

このような場所で子どもが遊びの中で試行錯誤し、自分のペースで学びを深めていけることこそが、子どもにとっての「Well-being」であると捉えております。こうした視点から、本市では「子どもまんなかの居場所づくり」を進めるため、地域の大人すべてに共有していただきたい理念として「BBベース」を掲げています。

「BBベース」とは、子どもにとって「遊び」と「学び」があり、安心して過ごせる「基地（ベース）」という意味で、「遊び」のBと「学び」のBをとって名付けたものでございます。現在、この理念を広く周知し、地域の方々に、子どもの主体性を育むために必要な居場所の姿をイメージしていただけるよう働きかけております。

今後も、放課後子供教室など地域主体の取り組みといきいき子どもクラブを連携させ、多様な放課後の居場所づくりを推進することで、未来を担う子どもたちが安心して成長できる環境の整備に努めてまいります。

答弁内容（令和7年第3回定例会）

質問者	大下議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 東広島市自転車活用推進計画について</p> <p>(3) サイクルイベントについて</p> <p>ア 東広島市近郊ではどのようなサイクルイベントが行われているか伺う。</p> <p>イ コロナ禍前には広島大学で第一回東広島サイクルロードレースが行われたとの記事を目にしたが、当時の開催状況や賑わいについて伺う。</p> <p>ウ 関係人口創出、にぎわい創出の観点からの行政主催のサイクルイベントの実施についての見解を伺う。</p>
--------------	--

■質問要旨

- 1 東広島市自転車活用推進計画について
- (3) 自動車から自転車へという行動変容によるCO2削減効果や、健康増進もさることながら、さすがスポーツ王国広島、広島にもプロ自転車ロードレースチームがある等、スポーツとしてのサイクリングにも注目が集まっている。
- ア 東広島市近郊ではどのようなサイクルイベントが行われているか伺う。
- イ コロナ禍前には広島大学で第一回東広島サイクルロードレースが行われたとの記事を目にしたが、当時の開催状況や賑わいについて伺う。
- ウ 関係人口創出、にぎわい創出の観点からの行政主催のサイクルイベントの実施についての見解を伺う。

■答弁

まず、東広島市近郊でのサイクルイベントについてでございます。

本市の取組みとしては、昨年6月に「ヴィクトワール広島」と締結した包括連携協定に基づき、昨年度、「サイクリング教室」を開催いたしました。福富ダム周辺の自然豊かなコースを活用し、県内外から小学生から大人まで86名が参加され、終了後のアンケートでも満足度が極めて高い結果となるなど、スポーツと観光を融合したイベントとして好評を得たところでございます。本年度におきましても、道の駅「湖畔の里福富」を発着点とし、コースの一部変更や距離の延長を加え、より魅力的な形での開催を計画しております。

本市近隣におきましては、呉市では野呂山を駆け上がる「野呂山グランドヒルクライム」のほか、安芸灘諸島での「安芸灘とびしま海道オレンジライド」、広島市では「広島クリテリウム」が実施され、また尾道市では、世界的にも認知度が高まっております「しまなみ海道」を活用するイベントが実施されるなど、県内各地で多様なサイクルイベントが開催されております。

次に、令和元年度に開催されました「第一回東広島サイクルロードレース」についてでございます。

このイベントは、東広島サイクルロードレース実行委員会および一般社団法人全日本実業団自転

答弁内容（令和7年第3回定例会）

車競技連盟の主催により実施されたもので、広島大学周辺に1周5.5キロメートルの本格的な特設コースを設定し、全国から376名もの選手に参加いただきました。

当日は、競技のみならず、多数のフードブースの設営、児童を対象とした自転車体験イベント、交通安全教室の同時開催など、総合的なスポーツフェスティバルとして企画され、5,000人もの観客の皆様にお楽しみいただきました。

次に、関係人口の創出や、にぎわい創出の観点も踏まえた本市主催のサイクルイベントの実施についてでございます。

国のスポーツ基本計画や広島県のスポーツ推進計画では、スポーツと観光の融合、すなわち「スポーツツーリズム」が重要施策として位置づけられております。

来年度に改訂を予定しております「東広島市スポーツ推進計画」におきましては、自転車を通じたスポーツ振興が、環境に優しい持続可能なまちづくり、市民の健康増進、交流人口の拡大による地域経済の活性化など、多面的な効果をもたらすという点を考慮し、安全対策に配慮したサイクルイベントについて検討いたします。